

DVについて

◆DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

いわゆるDVとは、直訳すると「家庭内の暴力」となり、配偶者や内縁関係にある人に対して振られる暴力のことを言います。

暴力には、殴る、けるなどの身体的暴力に限らず、精神的暴力などさまざまな形があります。また、暴力は繰り返し返され、エスカレートし、最悪の場合、殺人に至ることもあります。

自己への従属を強いるため、また感情のはけ口として暴力が振られる、暴力を受ける側の苦しみや屈辱を無視して、力により他者を支配するための手段として行われます。許されない人権侵害です。

〈暴力の形態〉

- 身体的暴力：殴る、ける、物を投げつける、突き飛ばすなど
- 精神的暴力：人格を否定するよ
うな暴言を吐く、何を言っても無視する、怒鳴る、交友関係を

細かく監視するなど

- 性的暴力：性的行為を強要する、見たくないポルノビデオなどを見せる、避妊に協力しないなど

〈対象者〉

- 配偶者、元配偶者、内縁の配偶者
- 男性、女性を問わない（被害者のほとんどは女性）
- 国籍を問わない

〈DVの特徴〉

- 実際の早い段階から始まることが多い
- 些細な事がきっかけで始まり、予測がつかない
- 初めは言い返し、やり返し、家を出たりするが、反省、追及、脅迫、自殺をほめかすなどにより、逃げられなくなる
- 繰り返し返され、エスカレートする

〈DVの影響〉

被害者に与える影響

- 身体的影響：けがなど
- 精神的影響：不眠、いらいら、憂鬱な症状、記憶が思い出せない、現実感がないなど

子どもに与える影響

- 暴力を目撃することで、子ども
の心身にも深刻な影響（精神的
な虐待）
- 家庭での人間関係のパターンか
ら、感情表現や問題解決の手段
として暴力を用いることを学習
する
- 世代間の連鎖につながる恐れが
ある

〈みんなができること〉

- ① DV被害者の早期発見・早期救済
 - 本人の話をじっくり聞く（辛い
気持ちを受け止める・責めない）
 - 身体に危険がある場合は、11
0番通報
 - 本人に相談機関があることを伝
える
 - 保護命令制度やシェルターがあ
ることを伝える
- ② 地域で被害者を孤立させない
 - 学校・地域での見守り、声かけ
- ③ 暴力を認めない、許さない地域
づくり
 - 人権教育の推進、デートDVの
予防教育

DVは犯罪であり、重大な人権侵害です。暴力の世代間連鎖を断ち切るために、暴力を容認しない、一人ひとりが大事にされる社会づくりが必要です。

〈DV相談・女性の相談窓口〉

- 高知県女性相談支援センター
☎088-8333-0783
月～金 午前9時～午後10時
土・日・祝日 午前9時～午後8時
(12月29日から1月3日は休み)
- 黒潮町役場 住民課 人権啓発係
☎43-2800(直通)

○お問い合わせ

本庁健康福祉課 保健衛生係
☎43-2836(直通)
佐賀支所 地域住民課 保健センター
☎55-7373(直通)

